

改正 平成25年4月1日

平成27年1月1日

（目的）

第1条 この事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、地域で安心して障害者が暮らすために、夜間を含め緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡調整等必要な支援をすることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は八王子市とする。ただし、この事業を適切に運営することができる認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等（以下「運営主体」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、地域における居住支援を必要とする満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- （2）東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病にり患し、特定疾病医療受給者証等の対象疾患にり患していることがわかる証明書の交付を受けている者又はそれと同等の障害があると市長が判断した者
- （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神疾患を事由とする障害年金を受給している者
- （5）令第1条の2第3号に規定する精神通院医療の受給者又はそれと同等の障害があると市長が判断した者
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（事業内容）

第4条 この事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）不動産業者に対する物件あっせん依頼、家主等との入居契約及び賃貸借契約更新手続きの支援
- （2）住居探しなどに関する一般的な相談
- （3）入居後に緊急に対応が必要となる場合における相談支援、医療機関等との連絡調整及び24時間の支援体制
- （4）日常生活の指導及び居住を継続するうえで発生する問題に対する支援
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める支援

（事業の実施）

第5条 この事業は、次の各号に掲げるとおり実施する。

- （1）支援等を行った対象者に関する基礎的事項、支援等の内容、実施状況及び課題等を記録するものとする。
- （2）市は、事業を委託して実施した場合は、積極的な運営を確保するため、支援等の内容、処理状況等について、必要に応じて事業実施状況の調査、指導等を行うものとする。

(職員の配置等)

第6条 運営主体は、居住支援事業を行うため、相談支援専門員を1名以上常勤で配置するものとする。

2 職員の責務

(1) 居住支援事業に従事する者は、入居及び居住継続の支援を行う際には、障害者を尊重し誠意を持ってこれにあたらなければならない。

(2) 居住支援事業に従事する者は、この事業を実施するに際して知り得た秘密について、守秘義務を保持しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。